

### 質権設定承認申請書（住宅団地用）

（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、下記1の借入又は求償債務に係る乙の甲に対する求償債権を担保するため、下記3により群馬県の契約解除権又は買戻権が行使されたときに生ずる甲の返還金請求権に、次のとおり質権を設定したので、承認いただきたく申請します。

なお、契約解除権又は買戻権が行使された場合、その時の残債務額を限度として、返還金を乙が甲に代わって受領するのでご了承ください。

記

- 1 借入又は求償債務の内容  
 金額 金 円  
 使用用途  
 契約日 平成 年 月 日
- 2 返還金請求権の内容（質権設定内容）  
 金額 金 円（分譲契約金額を上限とする）  
 期日 日 より 年間  
 質権の順位 第 位
- 3 宅地分譲契約の内容  
 団地名及び区画  
 契約締結日 平成 年 月 日 街区 号  
 分譲契約金額 金 円

4 条件

- (1) 群馬県が宅地分譲契約を解除し又は買戻権を行使した場合の甲に対する返還金は、宅地分譲契約に基づく「土地使用料相当額」及び「違約金」の支払に充当されるほか、群馬県が受けた損害額が土地使用料相当額と違約金との合計額を超えるときは、その超過額の支払に充当された残額であること。
- (2) 前号のほか、甲が分譲土地に建設した住宅及び分譲土地につき住宅金融支援機構（住宅金融支援機構の証券化支援事業によって住宅金融支援機構に債権を譲渡することとなる金融機関を含む。）に対して負担する債務があるときは、前号の返還金は当該債務の弁済に充当された残額であること。
- (3) 乙が群馬県から直接支払を受ける限度額は、第1号及び前号のほか、先順位の質権が設定されている場合は、その質権が実行された残額であること。
- (4) 群馬県が宅地分譲契約を解除し又は買戻権を行使した場合には、甲及び乙は分譲土地に設定している担保権の登記を速やかに抹消すること。
- (5) その他、群馬県が甲に対して有する抗弁事由は、乙に対しても保留されていること。

平成 年 月 日

群馬県企業管理者 あて

住所  
 甲（質権の設定者※土地購入者） 氏名 印

住所  
 乙（質権の権利者） 氏名 印

上記のとおり質権の設定を承認します。

平成 年 月 日

群馬県企業管理者 印

金融機関確定日付